第六節　手続費用

第一款　手続費用の負担

（手続費用に関する民事訴訟規則の準用・法第二十八条）

第十七条　民事訴訟規則第一編第四章第一節の規定は、非訟事件の手続の費用（第四十八条において「手続費用」という。）の負担について準用する。この場合において、同規則第二十四条第二項中「第四十七条（書類の送付）第一項」とあるのは、「非訟事件手続規則（平成二十四年最高裁判所規則第七号）第三十六条第一項」と読み替えるものとする。

第二款　手続上の救助

（手続上の救助の申立ての方式等・法第二十九条）

第十八条　手続上の救助の申立ては、書面でしなければならない。

2　手続上の救助の事由は、疎明しなければならない。

第七節　非訟事件の審理等

（期日調書の形式的記載事項・法第三十一条）

第十九条　法第三十一条の調書（以下「期日調書」という。）には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　事件の表示

二　裁判官及び裁判所書記官の氏名

三　立ち会った検察官の氏名

四　出頭した当事者、利害関係参加人、代理人、補佐人、通訳人及びその他の関係人の氏名

五　期日の日時及び場所

2　期日調書には、裁判所書記官が記名押印し、裁判長が認印しなければならない。

3　前項の場合において、裁判長に支障があるときは、陪席裁判官がその事由を付記して認印しなければならない。裁判官に支障があるときは、裁判所書記官がその旨を記載すれば足りる。

（期日調書の実質的記載事項・法第三十一条）

第二十条　期日調書には、手続の要領を記載し、特に、次に掲げる事項を明確にしなければならない。

一　申立ての趣旨又は原因の変更、申立ての取下げ及び和解

二　証人、当事者本人及び鑑定人の陳述

三　証人、当事者本人及び鑑定人の宣誓の有無並びに証人及び鑑定人に宣誓をさせなかった理由

四　検証の結果

五　裁判長が記載を命じた事項及び当事者の請求により記載を許した事項

六　書面を作成しないでした裁判

2　前項の規定にかかわらず、非訟事件の手続が裁判によらないで完結した場合には、裁判長の許可を得て、証人、当事者本人及び鑑定人の陳述並びに検証の結果の記載を省略することができる。ただし、当事者が非訟事件の手続の完結を知った日から一週間以内にその記載をすべき旨の申出をしたときは、この限りでない。

3　期日調書には、手続の要領のほか、当事者及び利害関係参加人による書面の提出の予定その他手続の進行に関する事項を記載することができる。

（期日及び期日調書に関する民事訴訟規則の準用・法第三十一条）

第二十一条　民事訴訟規則第六十八条から第七十七条までの規定は、非訟事件の手続の期日及び期日調書について準用する。この場合において、同規則第六十八条第一項中「前条（口頭弁論調書の実質的記載事項）第一項」とあるのは「非訟事件手続規則第二十条第一項」と、同規則第七十四条第一項第三号中「上訴の提起又は上告受理」とあるのは「終局決定に対する即時抗告若しくは特別抗告の提起又は非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）第七十七条第二項」と、同規則第七十七条中「法廷」とあるのは「非訟事件の手続の期日」と読み替えるものとする。

（非訟事件の記録の正本等の様式・法第三十二条）

第二十二条　非訟事件の記録の正本、謄本又は抄本には、正本、謄本又は抄本であることを記載し、裁判所書記官が記名押印しなければならない。

（受命裁判官の指定及び裁判所の嘱託の手続）

第二十三条　非訟事件の手続における受命裁判官の指定及び裁判所がする嘱託の手続については、民事訴訟規則第三十一条の規定を準用する。

（専門委員の意見に関する取扱い・法第三十三条）

第二十四条　裁判長が専門委員に意見を求めた場合において、その意見を求めた事項が的確かつ円滑な審理を実現する上で重要な事項であるときは、裁判所書記官は、当事者及び利害関係参加人に対し、当該事項を通知しなければならない。ただし、裁判長が当事者が立ち会うことのできる非訟事件の手続の期日において専門委員に意見を求めた場合は、この限りでない。

2　専門委員が非訟事件の手続の期日外において意見を記載した書面を提出したときは、裁判所書記官は、当事者及び利害関係参加人に対し、その写しを送付しなければならない。

（専門委員が関与する証拠調べ期日における裁判長の措置等・法第三十三条）

第二十五条　裁判長は、法第三十三条第一項の規定により専門委員が非訟事件の手続に関与する場合において、証人の尋問を行う非訟事件の手続の期日において専門委員に意見を述べさせるに当たり、必要があると認めるときは、当事者及び利害関係参加人の意見を聴いて、専門委員の意見が証人の証言に影響を及ぼさないための証人の退去その他適当な措置を採ることができる。

2　当事者は、裁判長に対し、前項の措置を採ることを求めることができる。

（専門委員の意見に関する当事者及び利害関係参加人の意見陳述の機会の付与・法第三十三条）

第二十六条　裁判所は、当事者及び利害関係参加人に対し、専門委員が述べた意見について意見を述べる機会を与えなければならない。

（専門委員に対する準備の指示等・法第三十三条）

第二十七条　裁判長は、法第三十三条第一項の規定により専門委員に意見を述べさせるに当たり、必要があると認めるときは、専門委員に対し、係争物の現況の確認その他の準備を指示することができる。

2　裁判長が前項に規定する指示をしたときは、裁判所書記官は、当事者及び利害関係参加人に対し、その旨及びその内容を通知するものとする。

（音声の送受信による通話の方法による専門委員の関与・法第三十三条）

第二十八条　法第三十三条第三項の期日において、同条第四項に規定する方法によって専門委員に意見を述べさせるときは、裁判所は、通話者及び通話先の場所の確認をしなければならない。

2　専門委員に前項の意見を述べさせたときは、その旨及び通話先の電話番号を非訟事件の記録上明らかにしなければならない。この場合においては、通話先の電話番号に加えてその場所を明らかにすることができる。

（専門委員の関与する手続に関する受命裁判官及び受託裁判官の権限・法第三十三条）

第二十九条　受命裁判官又は受託裁判官が法第三十三条第一項の手続を行う場合には、第二十五条、第二十六条、第二十七条第一項及び前条第一項の規定による裁判所及び裁判長の職務は、その裁判官が行う。

（受命裁判官又は受託裁判官の期日指定・法第三十四条）

第三十条　受命裁判官又は受託裁判官が行う非訟事件の手続の期日は、その裁判官が指定する。

（期日変更の制限・法第三十四条）

第三十一条　非訟事件の手続の期日の変更は、次に掲げる事由に基づいては、してはならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りでない。

一　当事者又は利害関係参加人の一人につき手続代理人が数人ある場合において、その一部の代理人について変更の事由が生じたこと。

二　期日指定後にその期日と同じ日時が他の事件の期日に指定されたこと。

（裁判長等が定めた期間の伸縮・法第三十四条）

第三十二条　裁判長、受命裁判官又は受託裁判官が定めた期間の伸縮については、民事訴訟規則第三十八条の規定を準用する。